

第6節 避難収容体制の整備

本町は、災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を選定し、住民に周知するなどの体制の整備に努めるものとする。

第1 避難地・避難路の選定

本町は、避難地及び避難路を選定する。

1 火災時の避難地及び避難路の選定

(1) 一時避難地

火災発生時に住民が一時的に避難する必要がある場合は、身近な公園、空地、グラウンド等に避難する。

(2) 広域避難地

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広く広域避難地として、下記のとおり選定する。

ア 想定される避難者1人当たり概ね1m²以上の避難有効面積を確保できること。

イ 延焼火災に対し、有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地

本町における広域避難地は、近隣市と協議し、近隣市に求めるようにする。

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア又はイに該当するものを除く）。

(3) 避難路

避難地に通じる避難路をあらかじめ選定する。

ア 原則として、幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）

又は緑道を選定するが、本町の実情に応じて、町道等上記基準を満たさない道路についても必要であると認められる場合には、避難路として選定するものとする。

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く）。

ウ 落下物、倒壊物による危険など、避難の障害の恐れが少ないこと。

エ 消防水利の確保が比較的容易なこと。

2 その他の避難地及び避難路の選定

津波、浸水、土石流、地すべりに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難地、避難路を選定する。

(1) 避難地

避難者1人当たり概ね1 m²以上を確保できる安全な空地

(2) 避難路

避難地またはこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

第2 避難地、避難路の安全性の向上

本町は、関係機関と協力し、一時避難地及び避難路を災害時要援護者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

1 一時避難地

- (1) 避難地標識等による住民への周知
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入路の整備

2 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

第3 避難所の選定、整備

本町は、家屋の損壊、滅失、浸水、流失により、避難を必要とする住民を、臨時に収容することのできる避難所を選定、整備する。

1 避難所の選定

避難所は、地域に応じた選定を行い、耐震化・不燃化の促進、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努めるとともに、要援護高齢者・障害者等に配慮して整備する。

2 避難所の管理運営体制の整備

本町は、避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなど、管理運営体制を整備する。

- (1) 避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

3 避難所の福祉的整備

災害時に、要援護高齢者・障害者等が利用しやすいよう、次の基準により、施設の福祉的整備を図る。

- (1) 大阪府福祉のまちづくり条例に基づいた整備・改善に努める。
- (2) 施設内に福祉仕様の便所を設置するよう努める。
- (3) 避難所生活において、支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、簡易トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (4) 大阪府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。

4 福祉避難所（二次的な避難施設）の選定

本町の第2避難所総合福祉センターの一部（1階）を要援護高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制の整備を行い、福祉避難所として選定する。

第4 避難誘導體制の整備

1 本町

- (1) 地域特性を考慮した、避難誘導體制の整備に努めるとともに、要援護高齢者・障害者等の誘導も配慮し、集団避難が行えるよう、自主防災組織、自治会など、地域住民組織と連携した体制づくりを図る。
- (2) 民生・児童委員と連携し、福祉サービスを利用している要援護高齢者・障害者等の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ把握に努める。
- (3) 大阪府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、要援護高齢者、障害者等の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

第5 応急危険度判定体制の整備

本町は、住民の安全確保を図るため、大阪府及び建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次被害を防止するための危険度判定体制を整備する。

1 実施体制の整備

本町は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。

2 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

本町は、大阪府及び建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第6 応急仮設住宅の事前準備

1 応急仮設住宅建設候補地の事前選定

本町は、あらかじめ一時避難地等から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。